

首都圏における宮崎県LFP商品等販路開拓支援事業業務委託仕様書

1 業務の目的

みやぎきローカルフードプロジェクト（以下、LFP）で開発された商品を中心に宮崎県産の農産物加工品等の販路開拓や販売拡大を図るため、首都圏の小売店等のバイヤー向け商談及びテスト販売並びに消費者向け即売会を実施し、得られた消費ニーズや評価等の知見を製造業者にフィードバックすることで、商品のブラッシュアップや今後の取引づくりに役立てる。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

3 業務体制

受託者は、本仕様書に定める業務委託の内容を円滑に進めるため、必要な業務委託体制を構築すること。

4 委託業務の内容

(1) 対象となる商品

県が別途指定する製造業者の商品から、LFP商品を主体に25商品以上を選ぶこと。

なお、製造業者が販売を希望する別商品を含めることも可能とする。

(2) 商談及びテスト販売の実施

上記(1)の商品の特性と想定される購買層を踏まえ、首都圏に店舗を展開する3者以上の小売店のバイヤー等と商談を実施すること。

- ・うち1者以上と連携してテスト販売を実施し、販売状況や消費者の反応等を調査すること。
- ・商談時に必要な現物提示用の商品及び試食サンプル提供用の商品並びにそれに送料は受託者が負担すること（製造事業者が無償提供する意向がある場合を除く）。
- ・テスト販売用の商品選定、仕入れ方法、金額、数量、送料負担等は、受託者が実施店及び製造業者と協議して決めること。また、売価設定や受託者の利益は実施店の歩率等を考慮して決定すること。
- ・テスト販売において宮崎をアピールする装飾品が必要な場合は、県が所有する資材を貸与する（使用する1か月前までに担当窓口にご相談すること）。
- ・小売店のバイヤー等と製造業者を交えた商談は、相互理解が進み、取引づくりの進展に有効であることから積極的に企画・調整を行うこと。この場合に必要な旅費は、受託者がバイヤーや製造事業者と負担割合を協議の上、全額または一部を負担すること。

(3) 消費者向け即売会の実施

- ・上記(1)の商品の購買層が集う機会を選定し、試食・即売会を延べ1回以上実施すること。
- ・販売する商品の選定は、即売会の客層や販売環境の事情を考慮し、受託者が製造事業者と協議の上、決定すること。
- ・販売する商品は受託者が製造事業者から買い取ることにし、仕入れ金額や数量は、受託者と製造業者が協議の上、決定すること。また、売価及び受託者の利益歩率は、類似商品や近隣店の相場等を踏まえ、受託者と製造業者が協議の上、設定すること。なお、試食に必要な商品は受託者が負担すること。

- ・即売会を実施するために必要な出店経費、送料等は受託者が負担すること。
- ・即売会で宮崎をアピールする装飾品が必要な場合は、県が所有する資材を貸与する(使用する1か月前までに担当窓口にご相談すること)。

(4) 販路開拓に繋がる情報収集、フィードバック

- ・受託者は、商談におけるバイヤー等の評価、テスト販売及び即売会における消費者の反応等を整理し、製造事業者が今後の商品の改善や取引づくりの推進に役立つ情報を分かりやすくまとめること。また、受託者の専門的な見地から各製造事業者に求められる今後の対応等を含め、報告書を作成すること。

5 成果品等の提出

(1) 成果物

商品の販売実績、バイヤーの評価や消費者の意見等をまとめた報告書(データ及び紙媒体)

(2) 納期

令和6年3月8日(金)午後5時まで

(3) 納品場所

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館15階

宮崎県東京事務所 流通物産担当 宛て

6 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

7 その他

- (1) 成果品等の権利は、県に帰属する。
- (2) 計画に変更が生じた場合又は本仕様書に明記のない事項は双方協議の上、決定する。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等は、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細は、企画提案により受託者が決定した後、県との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応する。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後は速やかに概要を報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等は、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務は、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。